

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案（閣法第六四号）（先議）要旨

本法律案は、昨年、米国で、メラミンが混入されたペットフードにより、犬・猫が相次いで死亡する事故が発生したことなどを踏まえ、ペットの健康を保護し、動物の愛護に寄与するために、ペットフードに関する規制を行い、その安全性を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、愛がん動物用飼料の基準又は規格の設定

愛がん動物用飼料の製造の方法若しくは表示についての基準又は成分についての規格を定め、これに合わない愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止する。

二、有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止

有害な物質を含み、若しくは病原微生物に汚染されている愛がん動物用飼料又はこれらの疑いがある愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止することができることとする。

三、愛がん動物用飼料の廃棄等の命令

一又は二により禁止の対象となる愛がん動物用飼料が販売等された場合には、農林水産大臣及び環境大

臣は、廃棄、回収等必要な措置をとることを命令することができることとする。

四、その他

愛がん動物用飼料の製造業者等の届出義務、立入検査等所要の規定を整備する。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。